2　令第十二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告を求め、又は立入検査を行った製造業者等の氏名又は名称及び住所

二　報告を求め、又は立入検査を行った年月日

三　報告の徴収又は立入検査に係る農林物資の種類

四　報告の徴収又は立入検査の結果

五　その他参考となるべき事項

3　令第十二条第八項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出してしなければならない。

附　則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令・経済産業省令第一号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、及び消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「同条第三項」を「同条第四項」に、「様式第一」を「様式」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「聴取は、主務大臣」を「聴取であつて、主務大臣又は経済産業局長がした処分に係るものは主務大臣又はその指名する職員が、消費者庁長官がした処分に係るものは消費者庁長官」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「主務大臣」の下に「又は消費者庁長官」を加え、同条第五項中「主務大臣」の下に「又は消費者庁長官」を加え、「届け出」を「届出」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「第四条」を「第二条」に改め、同条を第四条とする。

様式第一及び様式第二を削り、附則の次に次の一様式を加える。

様式

（表面）

第　　号

消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項の規定による

立　入　検　査　証

官職及び氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

主務大臣（経済産業局長・都道府県知事）　㊞

（裏面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～11　（略）

12　第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　（略）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

附　則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。